新潟空港内イベント等実施規定

新潟空港ビルディング株式会社
施設事業部事業開発課
制定日：令和５年 10 月１日

（利用の申請）

第１条　新潟空港内（以下、「本施設」という。）にてイベント等を実施しようとする者（以下、「利用者」という。）は、「新潟空港内イベント等実施申請書」により、新潟空港ビルディング株式会社（以下、「NAB」という。）に申請し承認を受けなければならない。

（利用期間）

第２条　利用期間は、利用者が本施設において搬入・設営を開始する日（時刻）から利用終了後原状回復作業を完了してから退出する日（時刻）までの期間をいう。

（利用料金）

第３条　利用料金は、別途定める料金とする。

２　搬入・搬出に係る費用については、利用者が負担する。

３　備付以外で必要な什器・設備等の利用に係る費用は、利用者が負担する。但し、利用の可否については、事前に NAB と協議する。

（利用料金の支払い）

第４条　本施設の利用終了後、NAB は請求書を発行し、利用者は請求日の翌月末までに NAB の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は利用者の負担とする。

（関係官署への届出）

第５条　本施設の利用に際して必要な、法令に定められた関係諸官庁への届出及び許可申請や関係機関への届出等は、NAB と協議の上、利用者の責任と負担において行う。なお、届出不備のために利用できなくなった場合、NAB は一切の責任を負わないものとする。

（利用の変更）

第６条　利用者は、許可を受けた申請内容に変更が生ずる場合は、速やかに「新潟空港内イベント等実施変更申請書」により、NAB に申請し変更の承認を受けなければならない。但し、利用当日の変更は、原則認めないものとする。

（原状回復）

第７条　本施設の原状回復は、利用者の責任と費用をもって行い、利用終了後に NAB が点検を行う。建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させ原状回復に実

費及び工数がかかると判断した場合は、NAB は利用者に対して、原状回復費用を全額請求する。

２　利用終了後、装飾品施工及び撤去作業で発生した残材やゴミ等は全て利用者が処理する。

（利用の解除）

第８条　利用者の事由、本規定の違反により利用が解除された場合、利用者は申請内容に基づく利用料金を全額支払うものとする。なお、本施設を利用できないために損害が生じた場合、NAB は一切の賠償責任を負わないものとする。

２　利用者の責によらない天変地異や不測の事故・災害等、または、NAB の事由により本施設の利用が不可能となった場合の日数分の料金は請求しないものとする。

（暴力団等の排除）

第９条　NAB は、暴力団やその他反社会的団体の排除を営業方針とし、下記に定める者に対し、本施設の利用を認めない。

① 暴力団
② 暴力団員
③ 暴力団関係企業
④ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
⑤ その他前各号に準ずる者

（禁止事項）

第１０条　利用者は、事由の如何に拘わらず、下記の行為をし、または第三者にこれらを行わせてはならない。

① 申請内容と異なる内容で利用すること。
② 過度な呼びかけ等、旅客・一般利用客に不快の念を与える行為をすること。
③ 旅客・一般利用客の動線を妨げる設備・人員等の配置、行為をすること。
④ 館内アナウンスを妨げる音量（映像・モニターなどを含む）を発すること。
⑤ 裸火を使用すること。
⑥ 危険物の搬入及び施設を損傷・汚染する恐れのある物を持ち込むこと。
⑦ その他公序良俗及び空港管理規則他の法令規則に反する行為をすること。

（損害賠償）

第１１条　利用者（作業員等の関係者を含む）が本施設及びその設備・備品等を汚損、破損又は紛失した場合は、利用者は NAB に対して損害額を支払うものとする。

（利用権の譲渡の禁止）

第１２条　利用者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかんを問わず当該権利の第三者への譲渡はできない。但し、予め書面により NAB に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。

（免責事項）

第１３条 本施設の利用に伴う人身事故及び物品、展示品等の盗難、破損事故等の全ての事故については、NAB に故意又は重大な過失がある場合を除き、NAB は一切の賠償責任を負わない。

２ 前項につき、保険加入が必要な場合は事前に NAB へ申し出、協議をする。

３ 芳名帳を備え付ける場合、個人情報の管理等は利用者の責任で行うことする。

（規程外事項）

第１４条　本規定に定めのない事項については、利用者が健全な目的のために円滑に利用できることを第一義として、誠意をもって協議のうえ円滑に解決するものとする。

以上

新潟空港内ロビー等利用料金表

※全て税抜価格

① 1F　中央ロビー

○使用面積：最大 153.86 ㎡（直径 14m）

使用日数	
10 日目まで	11 日目以降　追加料金
98,000 円	10,000 円/日

※折り畳み長机、有孔ボード、DVD プレーヤー、TV モニター等（電気料金を含む）の備品レンタル料金込み。

② 1F　中央ロビー以外

・用途 A：観光・自治体ＰＲ・展示イベント等

フロア	使用面積	1 ㎡あたりの日額料金
1F	5 ㎡未満	350 円
	5 ㎡以上 10 ㎡未満	310 円
	10 ㎡以上	280 円
2F・3F	5 ㎡未満	240 円
	5 ㎡以上 10 ㎡未満	210 円
	10 ㎡以上	190 円

※10 日間以上の連続使用の場合、ロビー利用料金の総額（税抜）より 10%割引とする。

※使用面積は小数点以下切り上げとする。

※備品レンタル料金は別紙参照。

・用途 B：セールスプロモーション

フロア	使用面積	日額料金
1F・2F	最大 6 ㎡まで	5,000 円
3F	最大 6 ㎡まで	3,000 円

※上記使用面積を超える場合は応相談。

※備品レンタル料金は別紙参照。

・用途 C：出店（ポップアップ、キッチンカー等）

フロア	使用面積等	日額料金
館内	最大 6 ㎡まで	売上歩合 13% （最低保証 10,000 円）
前面歩道	キッチンカー１台	

※上記使用面積を超える場合は応相談。

※備品レンタル料金は別紙参照。

※別紙催事什器も利用可能。

○備品レンタル料金

※全て税抜価格

品目	金額（税抜）	備考
電気料金 （備品持込みの場合）	持込機器の最大消費電力kwh×70％×使用時間×電気料単価×日数	電気料金単価は 当社設定による 〈R5.9月時点：32円/kwh〉
TVモニター （50型または37型）	1,000円/1日/1台	DVDプレーヤー付
折り畳み長机 （120㎝×45㎝）	1,000円/1日/1台	有料待合室内の長机は、 有料待合室要予約
パイプ椅子	250円/日/１脚	有料待合室内の椅子は、 有料待合室要予約
ポータブルアンプ	3,000円/1日	マイク２本込
PA機器一式 【アンプ、ワイヤレスアンプ、CD/MDプレーヤー、マイク２本】	5,000円/1時間	準備・設営～操作時間を含む
有孔ボード （H1.8m×W1.2m）	1,000円/1日	足２本を含む
可動式ポスターパネル	500円/1日	パンフレットラック付の場合もあり
お立ち台	1,000円/1日	
モービルカウンター	5,000円/1時間	1階のみで利用可能

ご利用の流れ

① 利用申請書の提出：利用開始日より原則１ヵ月までに、NAB へ本施設の利用空き状況を問い合わせ、「新潟空港内イベント等実施申請書」・企画書等をメールまたは FAX にて提出。　※必要に応じて申請前に現地確認をする。

↓

② 利用の可否通知:申請書受領後７営業日以内に、NAB は利用者へ利用の可否を通知する。

↓

③ 各種打ち合わせ：利用開始前に、必要に応じて、搬入・搬出、使用する施設・レイアウトなどを NAB と現地確認・協議する。

↓

④ 当施設利用開始：本規定に基づき、利用を開始する。

↓

⑤ 料金の支払い：本施設の利用終了後、請求日の翌月末までに NAB の指定する銀行口座に振り込むものとする。※振込手数料は利用者の負担とする。

○申請・お問い合わせ先

新潟空港ビルディング株式会社　施設事業部　事業開発課

E-mail：nab.jigyo@n-airport.co.jp

TEL：025-275-2621

FAX：025-275-6222